

生駒市立鹿ノ台小学校 いじめ防止基本方針

はじめに(学校の方針について)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識をもち、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、それを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指す。

そのために、教職員は、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽に励むとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、重大な人権侵害で、絶対に見逃してはならない行為である。現代社会においては、友人、家庭内、地域におけるコミュニケーションが希薄になり、良好な人間関係を築くことが苦手な子どもが増えている。学校は、家庭・地域及び関係機関等と積極的に連携し、継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

○ いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

⇒「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、当該児童を孤立させ、いじめを深刻化する。「いじめは決して許されない」という認識を持ち、いじめられた児童の立場に立って指導にあたることが大切である。

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
 - ⇒いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見、予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
 - ⇒早期発見だけでなく、未然防止の取組が重要である。児童が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられる居場所づくり、互いのことを認め合い心のつながりが感じられる絆づくりに取り組む。
- いじめは発見が難しい問題である。また、「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
 - ⇒複数の教職員で状況を把握し、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じることが想定されるものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

【別紙 生徒指導部推進計画参照】

3 いじめの問題への取組

(1) 未然防止

いじめは、どの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に、学校全体ですべての教育活動において、取り組まなければならない。また、いじめ行為を直接実行せずとも、傍観児童の存在は、それ自体がいじめ

行為を定着させ、あるいは強化させる危険性がある。自分がいじめの加害者でなくとも、いじめを認識した時点で「自分は第三者ではない。これを見て見ぬふりをすることは、自分がいじめの当事者となる」という意識を児童に持たせるように指導し、いじめをやめさせるためには「自分もできることがある」という認識を持たせることが大切である。

- 望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくる。
- 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる態度を育てる。
- いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- 児童の悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等を積極的に活用する。
- 地域や家庭、関係機関と積極的に情報交換を行う、連携を深める。

(2) 早期発見

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しているため、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- 児童の声に耳を傾ける。(アンケート調査、個人面談等による情報収集)
- 日常生活における児童生徒の言動に注意する。
- 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、家庭訪問、PTA 会議等)
- 地域、関係機関と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との会議等)

(3) 早期対応

いじめがある恐れを認知したとき、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保したうえで事実確認を行い、すばやく適切な対応を進め、関係する児童や保護者が納得する解決を図る。

- いじめの被害者である児童の立場に立って事実確認を行う。
- 学校全体で組織的に対応するとともに、市教育委員会に速やかに連絡し、対応を協議する。
- 学校は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- いじめの加害者と認められる児童生徒に事実確認を行ったうえで、弁明、反省、謝罪の機会を与えるようにするとともに、いじめを発生させた要因を究明するために協力を促す。
- 違法行為があった場合は、関係機関に相談して協力を求める。
- いじめ解消後も、定期的な家庭訪問等により、いじめを受けた児童及びその保護者への支援と、いじめを行った児童及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめを傍観した児童に対しても、いじめを傍観することはいじめに加担することになるため、「自らとりうる対応がなかったのか」と反省を求め、傍観せずに行動を起こすよ

う指導する。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすい。よって、早々に解決したと判断せず、継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い、事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

地域とともにある学校づくりのため、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見にも耳を傾ける。また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

(2023年4月改訂)